

# ○日本社会事業大学学部科目履修規程

昭和 63 年 4 月 1 日

昭和 63 年規程第 6 号

- 第 1 条** 日本社会事業大学学則第 8 条から第 13 条に定められた履修方法の施行については、本規程による。
- 第 2 条** 科目履修届は、毎年度ごとに定められた手続きにより行わなければならない。
- 2 履修届の手続き等については別に定める。
- 第 3 条** 3 年次に進級できる者は、2 年次までに次に定める科目を含む計 51 単位以上を修得している者とする。
- 教養基礎演習、アカデミック・プランニング I、社会福祉援助技術論 I、社会福祉援助技術論 II、相談援助演習 I、社会福祉援助技術総論、相談援助実習指導 I の計 7 科目
- 第 4 条** 一般教育科目の履修要領は、別表 1 による。
- 第 5 条** 専門教育科目の履修要領は、別表 2 又は別表 3 による。
- 第 6 条** 一般教育科目及び専門教育科目のそれぞれ区分ごとの開講科目は、学則別表による。
- 第 7 条** 学科のコース所属手続き及びその変更手続きについては、別に定める。
- 第 8 条** 卒業研究の履修にあたっては、主査の教員を定め届出るものとする。
- 2 主査の届出及び変更等については、別に定める。

## 附 則

- 1 本規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 62 年度以前の入学者については、従前の例による。
- 2 本規程（第 4 条関係改正）は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前の入学者については、従前の例による。
- 3 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 2 及び別表 3 の「実習」（9 単位）を「実習指導」（5 単位）と「実習」（4 単位）に区分する改正については、平成 19 年度以降に「社会福祉援助技術現場実習指導 II」及び「社会福祉援助技術現場実習指導 III」を履修する者から摘要する。
- 5 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した者の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 7 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 1 に「アメリカ手話」、「人間の知性と感性の認識 X V ~ X X」、「科学的思考と自然の認識 X I ~ X V」、「社会の認識と国際理解 X II ~ X X」を追加する改正は、平成 22 年 4 月以降に 1 年次として入学する者及び平成 24 年 4 月以降に第 3 年次に編入する者から適用する。

- 8 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 3「保育士履修モデル」及び「子育て支援履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成 23 年 4 月以降に 1 年次として入学する者から適用する。
- 9 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 3「介護福祉履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成 24 年 4 月以降に 1 年次として入学する者から適用する。
- 10 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 3「保育士履修モデル」、「子育て支援履修モデル」及び「介護福祉履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成 31 年 4 月以降に 1 年次として入学する者から適用する。

別表 1

一般教育科目		履 修 要 件	必修単位数
外国語科目	留学生以外	①英語 A から 4 単位必修 ②残りの 4 単位は英語 A・B、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから 4 単位選択必修。 ③英語 C は再履修学生等が履修する。（*ただし英語 A・B の履修も可）	8 単位
	留 学 生	①日本語講読・作文・文化 6 単位必修 ②英語 A・B・C、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから 2 単位必修。（ただし、母語は除く。）	8 単位
健康・スポーツ科目		①「健康科学」2 単位必修。 ②「健康スポーツ」1 ～ 10 の種目の内から 2 種目 2 単位必修。	4 単位
情報科学科目		「情報科学 A」と「情報科学 B」の内から 1 単位必修	1 単位
教 養 科 目		下記の 3 分野のそれぞれから 2 科目 4 単位の計 12 単位必修 ①「人間の知性と感性の認識 I～XX」 ②「科学的思考と自然の認識 I～XV」 ③「社会の認識と国際理解 I～XX」	12 単位
教養基礎演習		ただし、上記の 3 分野の中で「教養基礎演習 A～I」に指定されている科目を必ず 1 科目 2 単位を必修とする。 また、「教養基礎演習」は 1 科目しか履修できない。	(2 単位)
一般教育科目小計			25 単位

別表 2 (福祉計画学科)

専門教育科目	履 修 要 件	必修単位数
社 会 福 祉 士 指 定 科 目	①医療福祉論 ②介護概論Ⅰ ③公的扶助論 ④児童福祉論Ⅰ ⑤社会福祉援助技術総論 ⑥社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ⑦社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ ⑧社会福祉調査法Ⅰ ⑨社会保障論Ⅰ・Ⅱ ⑩障害者福祉論Ⅰ ⑪相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ⑫相談援助実習 ⑬相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ ⑭地域福祉論Ⅰ・Ⅱ ⑮福祉と経営(法人・団体) ⑯福祉と計画(理論) ⑰法学 ⑱老人福祉論Ⅰ	56 単位
	①医学一般 ②社会学 ③心理学	2 単位以上 必修
	①更生保護制度 ②就労支援サービス	自由選択
専 門 演 習	①専門演習	2 単位
卒 業 研 究	①卒業研究	5 単位
ア カ デ ミ ッ ク ・ プ ラ ン ニ ン グ	①アカデミック・プランニングⅠ ②アカデミック・プランニングⅡ	2 単位
学 科 別 必 修 科 目	①地域福祉計画論 ②地方自治論 ③福祉環境論 ④福祉教育論 ⑤福祉計画とデータ分析 ⑥福祉と法(行政法)	11 単位
履 修 モ デ ル 科 目	福祉経営履修モデル、地域福祉計画履修モデル、コミュニティ・ソーシャルワーク履修モデル、その他の福祉計画学科専門教育科目	24 単位
専門教育科目小計		102 単位

別表 3 (福祉援助学科)

専門教育科目	履修要件	必修単位数
社会福祉士 指定科目	①医療福祉論 ②介護概論Ⅰ ③公的扶助論 ④児童福祉論Ⅰ ⑤社会福祉援助技術総論 ⑥社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ⑦社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ ⑧社会福祉調査法Ⅰ ⑨社会保障論Ⅰ・Ⅱ ⑩障害者福祉論Ⅰ ⑪相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ⑫相談援助実習 ⑬相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ ⑭地域福祉論Ⅰ・Ⅱ ⑮福祉と経営(法人・団体) ⑯福祉と計画(理論) ⑰法学 ⑱老人福祉論Ⅰ	56 単位
	①医学一般 ②社会学 ③心理学	2 単位以上 必修
	①更生保護制度 ②就労支援サービス	自由選択
専門演習	①専門演習	2 単位
卒業研究	①卒業研究	5 単位
アカデミック・ プランニング	①アカデミック・プランニングⅠ ②アカデミック・プランニングⅡ	2 単位
履修モデル科目	高齢者履修モデル、障害者履修モデル、医療福祉履修モデル、精神保健福祉履修モデル、特別支援教育履修モデル、子ども・家庭福祉履修モデル、児童ソーシャルワーク履修モデル、スクールソーシャルワーク履修モデル、その他の福祉援助学科専門教育科目	35 単位
	保育士履修モデル	48 単位
	子育て支援履修モデル	70 単位
	介護福祉履修モデル	65 単位
専門教育科目小計	高齢者履修モデル、障害者履修モデル、医療福祉履修モデル、精神保健福祉履修モデル、特別支援教育履修モデル、子ども・家庭福祉履修モデル、児童ソーシャルワーク履修モデル、スクールソーシャルワーク履修モデル	102 単位
	保育士履修モデル	115 単位
	子育て支援履修モデル	137 単位
	介護福祉履修モデル	132 単位